

CHUGIN GLOBAL NEWS

ちゅうぎん海外ニュース

2024 OCT (Vol.89)

CONTENTS

海外拠点ニュース 悪化するタイの大気汚染 (PM2.5)	2
株式会社中国銀行 バンコク駐在員事務所	
新興国ニュース 第 89 回 海外最新ビジネス情報	3
株式会社東京コンサルティングファーム	
マレーシアにおける電子インボイスについて (続き)	6
Kato Business Advisory Managing Director (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	
日本国公認会計士 加藤 芳之氏	
インドネシアにおけるビザの正しい選択—工場訪問ビザと就労ビザ—	9
PT. BridgeNote Indonesia (マイツグループ) 榮 颯馬氏	
伝統と現代アートが交差する香港の中秋節	11
香港マイツビジネスコンサルティング	
“法定退職年齢の引上げ” との拡散情報について、その背景や現行規定等を関連情報と共に説明	13
株式会社マイツ 国際事業部 中国室室長 米国公認会計士 古谷 純子氏	
タイ最新ビジネス事情	16
Asia Alliance Partner Co., Ltd. (AAP) (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	
ベトナムのいまとみらい <第 13 回> ベトナムの徴兵制度について	18
Nippon MIRAI Company Limited Hanoi Office Branch Director 社会保険労務士 山本真佑	



株式会社 中国銀行
岡山県岡山市北区丸の内1-15-20
TEL: 086-234-6539
香港支店
シンガポール支店
ニューヨーク駐在員事務所
上海駐在員事務所
バンコク駐在員事務所

cbk_hkbr@fr-chugin.jp
cbk_sgrep@fr-chugin.jp
cbk_ny@fr-chugin.jp
cbk_sh@fr-chugin.jp
cbk_bang@fr-chugin.jp

- ・本情報は、作成時の情報に基づくもので一部内容に変更がある場合があります。
- ・本情報は、信頼できる資料により作成しておりますが、当行がその正確性、安全性を保証するものではありません。
- ・本情報は、当行都合により通知なしに内容の変更・中止を行うことがあります。
- ・本情報は、法律の定めのある場合または承諾のある場合を除き、複製・複写することはできません。
- ・本情報は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、取引の勧誘を目的としたものではありません。
- ・お取引に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされますようお願い申し上げます。
- ・本情報についてのご照会は、最寄りの中国銀行の本支店、国際部または海外駐在員事務所までお願いします。

海外拠点ニュース

悪化するタイの大気汚染 (PM2.5)

株式会社中国銀行 バンコク駐在員事務所

中国銀行バンコク駐在員事務所の大槓です。皆様お世話になります。2022年5月にタイに赴任しましたが、あっという間に2年が過ぎてしまい、日々の時間の大切さを痛感しているところです。今回も私が現地で体験したリアルな話を寄稿させていただけたらと思います。

私は日本いた頃からアレルギーを持っており、花粉症の時期になると憂鬱な思いをしていました。アレルギーの薬が必需品という生活を送っていました。海外赴任が決まった際は、タイは花粉症も無く、日本のように厳しい冬も無い。街中は活気にあふれており、何て素晴らしい国だろうと非常に感動したことを覚えています。しかしながら実際にタイに住んでみると街中は排気ガスだらけ、雨季は湿気も多くカビも多く飛んでいるようで一年中アレルギーと戦う日々となりました。

タイの大気汚染 (PM2.5) の主因は①急激なモータリゼーションによる排気ガス増加、②建設ラッシュによる粉塵 (粉塵対策不足)、③工場の排気ガス (規制が緩い)、④郊外での野焼き、⑤乾燥 (特に乾季は数か月雨が降らないこともある) です。タイ政府もEV車購入促進や環境規制強化等により対策を行っていますが、まだまだ追いついていないのが現状です。

タイの大気汚染 (PM2.5) は世界最悪レベルとなっており呼吸器疾患などの健康被害も増加しています。2023年の1年間でタイの首都バンコクの住民はタバコを1,379本吸った場合と同等のPM2.5を吸いこんだことになるというデータもあり、その深刻さがうかがえます。大気汚染 (PM2.5) が健康に影響を及ぼす水準とのことでタイ政府は幅広く在宅勤務を呼びかける、ショッピングセンターでは空気洗浄機の販売が好調、アレルギーの薬

が売り切れになる、大気汚染 (PM2.5) が激しい地域での観光客が減少するなど経済に対する影響も無視できない状況になっています。私が休暇を利用してタイ北部チェンマイ (タイの中でも大気汚染が激しい地域) に旅行に行こうとした際も複数のタイ人から引き留められるという経験もしました。飛行機のチケットも購入済のため結局旅行には行きましたが...

私が直面している状況は上記の通りですが、経済が発展するフェーズだからこそ起きる問題で、先進国も過去には似たような経験をして乗り越えてきた経緯があるのは皆様もご存じの通りです。タイが発展する過程を現地で経験させていただける環境に感謝しつつ、今後もタイという国と向き合っていきたいと考えています。

アフターコロナで新たに海外展開を検討される企業様が増えてきています。当事務所ではタイローカル企業の探索 (仕入先、販売先) に力を入れて活動しています。どんなニーズでも構いませんのでお気軽に相談いただければと思います。それでは案件でお会いできる日を楽しみにしています。



※バンコクのオフィスから
見た大気汚染の様子

バンコク駐在員事務所

所在地:

689 Bhiraj Tower at Em Quartier
Room no.1901-UnitA, 19th Floor,
Sukhumvit Road, Klongton-nue,
Wattana, Bangkok 10110, Thailand
TEL: +66-2-261-2676
FAX: +66-2-261-2677

新興国ニュース

第 89 回 海外最新ビジネス情報

株式会社東京コンサルティングファーム

今回はカンボジア、バングラデシュ、マレーシアの最新情報をお届けいたします。ぜひご一読ください。

～カンボジア～

■ 新しい電子イミグレーションシステム

2024 年 7 月 1 日より、従来の紙の手続きに取って代わり、新しい電子の移民手続きが開始されました。このシステムによって到着手続きを合理化し、到着後 7 日以内のオンライン申請を義務付けることとしています。

電子出入国手続きにおける主な変更点:

カンボジアに入国する全ての旅行者に対して、電子入国申請の導入が義務付けられました。この電子システムでは、入国手続きや税関申告に必要な従来の紙書類に代わるものでありますが、ビザの必要性を代替するものではありませんので、この点にはご留意いただく必要があります。

カンボジアへの入国には、引き続き事前または到着時のビザ取得が必要です。

詳細

1. この電子プロセスでは、カンボジアに入国する全ての人が到着後 7 日以内にオンライン申請を完了させなければなりません。その方法は、電子のイミグレーション手続きのアプリを使用するか、公式ウェブサイト (arrival.gov.kh) から行うことができます。
2. 登録のために旅行者は写真を撮り、パスポート情報をアップロードして登録します。(アプリまたはウェブサイトにも手続き可能です。)

3. 新しい E-arrival card は、出入国申告書、健康診断書、税関申告書等の従来の紙書類に代わるものとなっています。

4. 到着後 7 日以内にこの移民手続きを完了する必要があります。この期間外に登録することはできません。到着前に申請が完了していない場合は、到着ロビーに設置されているタブレットを使用し、入国審査カウンターに向かう前に申請を完了することができます。

5. 申請完了後、QR コードが発行されますので、旅行者はこの QR コードを携帯等に保存しておくことを推奨いたします。空港カウンターでのスキャンは必要ではありませんが、確認のために定時を求められることがあります。

アプリの使用

e-Immigration アプリは、Google Play Store と iOS App Store の両方からダウンロードすることができます。

アプリ内では、下記の情報登録が可能となります。

1. 登録と申請 : 写真やパスポート情報等の必要書類のアップロード
2. E ビザの申請 : 旅行者はアプリを通じて E ビザ申請を行うことができます。E ビザを別途取得することも可能です。
3. 旅行詳細の登録 : 到着日、旅行目的、宿泊施設の種類と場所、乗船都市、次の目的地等
4. 健康状態及び税関申告情報入力

カンボジアでは近年、紙書類の手続きを減らし、デジタル・ソリューション開発及びその採用に力を入れています。カンボジアでのシステム開発を通して、この電子システムは、到着時の手続きをより効率化することが期待でき、旅

行者とカンボジアの入国管理局の双方に利益をもたらす対策といえます。

■2025 年外国人社員枠申請受付開始

2025 年外国人社員枠「Quota」の申請が、9 月から開始となりました。

この申請期限は 2024 年 11 月末となっています。

2025 年に外国人従業員を雇用する、または雇用する予定のある企業は、労働職業訓練省

(Ministry of Labor and Vocational Training、以下「MLVT」という)に外国人従業員枠「Quota」を申請する必要があります。この外国人枠

「Quota」制度では、雇用主の現地従業員総数の最大 10%を外国人とすることができます。

しかし、MLVT は 2020 年 8 月に「外国人雇用の特例に関するプラカ 277/20」(以下「Prakas277/20」という)を公布し、MLVT の承認を条件として、上記外国人従業員枠の上限を超える外国人の雇用を認めています。そのため、企業は Prakas277/20 に基づき、労働法第 1 条の適用を受ける企業であり、従業員を雇用する必要があるが、適切な資格を持つカンボジア人または職場に十分な人数を確保できない場合に限り、カンボジア人従業員総数の 10%を超える外国人を特別な条件で雇用申請することが可能になりました。

企業が外国人を雇用している、または雇用する予定がある場合は、MLVT による罰金の可能性を回避するため、また、雇用枠の増加の承認を求めるのに十分な時間を確保する必要があります。2025 年の外国人従業員枠の申請は 9 月にて開始しておりますので、可能な限り早めに申請を行うことを推奨します。

～バン格拉デシュ～

■新財政法 (Finance Act 2024)による費用否認項目の控除について

2024 年の Finance Act により、費用否認項目の認識に関する重要な改訂が行われました。この改訂により、2023 年度 6 月末まで費用として認められなかった以下の項目が、費用否認項目から除外されることとなりました。除外される費用リスト

- ・ 過剰な特典：従業員に対する通常を超える特典や給付。
- ・ ロイヤリティ、ライセンス料、技術サービス料、技術ノウハウ料、技術支援料、または同様の性質の費用：知的財産や技術に関する各種の支払い。
- ・ 本社費用またはグループ内支出：本社運営やグループ内取引に関連する費用。
- ・ 海外出張および旅行費用：国外出張や旅行にかかる費用。
- ・ 娯楽費用：顧客や従業員向けの娯楽に関連する費用。
- ・ 無料サンプル関連費用：製品やサービスの無料サンプル提供にかかる費用。
- ・ 宣伝費用：広告やプロモーション活動にかかる費用。
- ・ 責任に対する控除または不特定の控除：特定されていない控除や債務に対する控除。
- ・ 無形資産の減損損失：特許権や商標など無形資産の価値が減少した際の損失。

これらの費用は、2023 年度 6 月末まで認められなかったものであり、新たな改訂により、これらの費用の不認可に対して税金が課されないことが明確になりました。

この改訂により、税務負担が軽減されることが期待されます。その他に Finance Act2024 の施行によっていくつか改訂されているため事前に確認することをおすすめします。

～マレーシア～

■電子インボイス義務化に関する柔軟な対応と 罰則の適用

8月1日から、年商1億リングを超える大企業4,000社を対象に導入が義務化される電子インボイス第1期について、内国歳入庁（IRB）のアブ・タリク最高責任者（CEO）は、「納税者に正当な理由があれば、ケースバイケースで違反に柔軟に対応する」と述べ、「罰則を恐れる必要はない」と強調しました。

電子インボイスの義務化に際しては、要件を満たさない場合、1回当たり200リングから2万リングの罰金、または6カ月以下の禁固刑、もしくはその両方が科せられる可能性があるため、財界から懸念の声が上がっています。

アブ・タリク氏は「電子インボイス導入第1期では、納税者側にミスが発生する可能性があるが、これらのミスが必ずしも罰金につながるわけではない」と指摘し「事業者が問題に直面している場合は、我々のチームに相談するよう勧める」と述べました。その上で「法律上、（罰則の）規定はあるが、正当な理由があれば、裁量権を行使してケースバイケースで検討していく」と説明しました。

8月の電子インボイス開始に先駆けて、5,000社を超える企業や事業体がIRBのポータルサイト「My インボイス (MyInvois)」へのアクセスを申請しました。また、4月10日から6月30日までの間に、無料の電子インボイス対応会計ソフトウェアをテストするためにシステムにアクセスした件数は2,050万件に達しました。

売上高が2,500万リング以上、1億リング未満の企業は2025年1月1日までに電子インボイスを導入しなければなりません。また、年間売上高が15万リング未満の中小零細企業（MSME）を除くすべての企業は、来年7月1日までに電子インボイスを提出する必要があります。

株式会社東京コンサルティングファーム

インド・中国・香港・ASEAN・中東・アフリカ・ラテンアメリカなど世界27か国に拠点を有し、各国への進出や進出後の事業運営についてトータルサポートを行っている

また、新興国投資に対応したデータベース「Wiki-Investment」を提供し、30カ国の投資環境や会社法、税務、労務、M&A実務といった内容を掲載

(URL <http://wiki-investment.com/>)

さらに「海外投資の赤本」シリーズとして、インド・中国・東南アジア各国・メキシコ・ブラジルなどの投資環境、拠点設立、M&A、会社法、会計税務、人事労務などの情報を網羅的かつ分かりやすく解説した書籍を出版している

問合先：f-info@tokyoconsultinggroup.com

マレーシアにおける電子インボイスについて(続き)

Kato Business Advisory Managing Director

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

日本国公認会計士 加藤 芳之氏

<ポイント>

- ・ 電子インボイス制度 (おさらい)
- ・ セルフビルインボイス

<セルフビルインボイス>

N子：加藤さん。本日も電子インボイス制度に関するお話、宜しくお話し致します。

加藤：はい。毎回繰り返しですが、導入時期は、年間売上 100mil 超の大企業は 8 月 1 日に既にスタート、売上高 RM25Mil 超 RM100Mil 以下の企業は来年 1 月 1 日、その他の企業は来年 7 月 1 日スタートになります。ただし、導入当初 6 ヶ月間は統合インボイスでも構いません (来年スタートの企業にも適用)。

N子：はい。

加藤：本日は、少し細かい話になりますが、セルフビルインボイスについてお話しします。

N子：なんか難しそうですね。

加藤：響きがね。でもそうでもないですよ。

N子：そもそも、セルフビルインボイスって何なんでしょうか？

加藤：はい。最も典型的なパターンが輸入ですね。

N子：はい。

加藤：電子インボイスはあくまでもマレーシアの制度・法律ですから、当然ですが、外国のサプライヤーに強制する事はできませんね？

N子：そりゃそうですね。

加藤：はい。なのでその場合、貿易上の必要書類等は完全に今まで通りやって頂き、追加でマレー

シアの購入者側がセルフビルインボイスという作業を行う事になるんです。

N子：なるほど。

加藤：セルフビルインボイスは、外国サプライヤーからの商品・サービスの輸入、代理店・ディーラー・ディストリビューターなどへの支払い、E コマース(商品・サービスのドライバー、ライダー等)などについて認められます。

N子：はい。具体的にどんな感じなんですか？

加藤：はい、添付の例を見て下さい。これは、外国サプライヤーから商品・サービスを輸入した場合のセルフインボイスです。

例：Food Eatery Sdn Bhd(バイヤー)は、英国に拠点を置く法律顧問サービスプロバイダーである ABC Advisory Ltd(外国サプライヤー)と契約を締結しました。ABC Advisory Ltd は、Food Eatery Sdn Bhd に法的助言を提供するための RM200,000 の請求書を発行しました。Food Eatery Sdn Bhd は、2024 年 7 月 31 日にサービスの料金を支払いました。

税務上の損金の証拠書類とするため、Food Eatery Sdn Bhd は自己請求の電子インボイスを発行する必要があります。

N子：良く分かりました。

加藤：最後に為替レートの話をしただけさせて頂きます。

N子：はい。

加藤：サプライヤーが電子インボイスに RM 相当額を含める必要がある場合、為替レートは、以下の順序に基づいて決定されます。

①サプライヤーは、関連当局(マレーシア王立税関、マレーシア内国歳入庁など)によって示される為替レートを適用し、関連法規または税務上の要件を遵守する必要がある。

②上記①に該当しない場合、(すなわち、為替レートに関する法的または税務上の要件が無い場合)、サプライヤーは、内部ポリシーに従って為替レートを付すことができる。

N子：良く分かりました。

NNA 隔週記事（出所：NNA）

電子インボイス (自己請求)

外国サプライヤーから商品・サービスを輸入した場合の自己請求

FOR ILLUSTRATION PURPOSES ONLY

Food Eatery Sdn Bhd
1, Tingkat 2, Jln Jaya, 40150 Selangor, Malaysia
0312345678 (Office) / 6012334567890 (Mobile)
Food.eatery@gmail.com

E-INVOICE
Document code: INV00008
Unique Identifier No: 123456789-2023-7854231
Original Invoice Ref. No.: Not Applicable
Invoice Date and Time: 01/08/2024 13:14:52

Supplier TIN: E100000000030
Supplier Name: ABC Advisory Ltd
Supplier Registration Number: NA
Supplier SST ID: NA
Supplier Business Address: 1, Street Avenue, N0P 123, England
Supplier Contact Number (Office): 441234567890
Supplier E-mail: ABC.advisory@gmail.com
Supplier MSIC code: NA

Buyer TIN: 987654321123
Buyer Business Registration Number: 29802101000023
Buyer SST ID: L10-5621-78000000

Payment mode: Bank transfer
Invoice currency code: MYR

Classification	Description	Quantity	Unit Price	Amount	Disc	Tax Amount	Total Product / Service Price (incl. tax)
035	Provision of legal advisory services	1	RM200,000.00	RM200,000.00	-	RM12,000.00	RM212,000.00
	Subtotal			RM200,000.00	-	RM12,000.00	RM212,000.00
	Total excluding tax						RM200,000.00
	Tax amount (SST)						RM12,000.00
	Total including tax						RM212,000.00

Total Product / Service Price	Tax code	Tax type	Tax Rate	Tax amount
RM200,000	02	Service Tax	6.00%	RM12,000

Digital Signature:
7e83e05cce9e5db17ac0deec3b7c5gyba983f6dc50531c7a919f28d5fb369evt4
Date and Time of Validation: 01/08/2024 13:14:53
This document is a visual presentation of the e-Invoice



Figure 10.2 – Example of validated self-billed e-Invoice for transaction with foreign supplier in PDF format

KATO BUSINESS ADVISORY SDN BHD

1

Kato Business Advisory (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

マレーシアに 1997 年から駐在し、マレーシア進出の日系企業に対し 20 年以上、会計・税務、経営面をサポートしています。2020 年に独立し、現在の KATO BUSINESS ADVISORY を設立。日系企業の現地進出支援を展開している会計系コンサルティング会社です。

【代表者】加藤 芳之

【社員数】9 名 (2020 年 11 月 時点)

【有資格者】6 名

【支援業務内容】

マレーシア進出支援：設立、設立後の会計・監査・税務、経営支援

設立前のご相談から設立支援、設立後の会計・監査・税務、経営支援まで幅広くサポートさせていただきます。

国際税務支援：移転価格対策等

移転価格対策等、海外展開している日系企業が抱える税務リスクをトータルにサポートさせていただきます。

間接税支援

マレーシア特有のセールス・サービス税や不動産譲渡益税等につき、長年の実績をベースにサポートさせていただきます。

M&A 支援：バイサイド、セルサイド、財務 DD 対応

会計事務所系コンサルティング会社だからこそできるサービスを提供させていただきます。

ーお問い合わせ先ー

KATO BUSINESS ADVISORY SDN BHD

N-6-10, The Gamuda Biz Suites, No.12, Persiaran Anggerik Vanilla, Kota Kemuning, 40460 Shah Alam, Selangor, Malaysia

Kato@kato.com.my

携帯：+60-12-371-0369

インドネシアにおけるビザの正しい選択

—工場訪問ビザと就労ビザ—

PT. BridgeNote Indonesia (マイツグループ)

榮 颯馬氏

インドネシアで就労する人間にとって、ビザの取得は欠かせない事項の一つです。他国でも同様にビザというものが存在し、よく耳にする到着ビザ (Visa on Arrival: VOA) や就労ビザ (Working VISA) がありますが、インドネシアではこれらのビザの中でもより細かく分かれています。渡航目的やビジネスの範囲でそれらが細分化されており、何らかの仕事目的でインドネシアに渡る人間にとって、どのビザを選ぶべきかは重要な選択事項となります。またインドネシアではビザについての改正が行われることが多く、最新の内容を把握しておくことも必要となります。本稿ではインドネシアにおける最新のビザについてご紹介いたします。

4つの選択肢

インドネシアに仕事目的で訪問する人間にとって、選択肢となるビザは全部で4つ存在します。

ビザの区分	ビザの種類	ビザの名称	取得目的	有効期間	延長の可否
工場訪問ビザ	VOA	B2	工場・事業場・店舗・事務所等の建設・運営、若しくはその商品の輸入に關連する活動 ・訪問についての招待状、空路・海路・陸路通過の経路や友人や家族宅への訪問	30日間	30日間の延長可能
	ビジネスシングルエントリービザ	C2	同上	60日間	延長可能
	ビジネスマルチプルエントリービザ	D2	同上	有効期間が1年、2年、または5年間、1回の滞在期間30日の制限	不可
就労ビザ	暫定就労ビザ	C312	専門的な業務	1年間	延長可能

参考：Direktorat Jenderal Imigrasi Indonesia

B211B シングルビザ

仕事目的でインドネシアを訪れる人の中でも、工場を訪問する業務を行う人は今まで「B211B シングルビザ」の取得が推奨されていました。B211B シングルビザとは、インドネシア支社への監査・品質管理・検査のほか、日本人従業員採用に向け

た実地試験を許可するもので、ビザの有効期間は60日または180日です。しかし、2024年2月現在、すでに「B211B シングルビザ」の名称でビザの運用はされておらず、工場訪問を許可するビザは大きく分けてB2、C2、D2の3つとなっています。

工場訪問ビザの区分

B211B シングルビザは現在、B2 (VOA)、C2 (ビジネスシングルエントリービザ)、D2 (ビジネスマルチプルエントリービザ) の3つに分かれています。それぞれのビザでできることは基本的に同じですが、申請の際に必要な書類やビザの発行料、有効期間が異なります。

1. B2

B2のビザの種類は「VOA」となっていますが、こちらは観光や商用で訪れる際に空港で取得できる到着ビザとは種類が異なります。同じ「VOA」という名称なので混乱しそうですが、申請の際に間違えないよう、注意が必要です。B2ビザは工場訪問ビザの中で最も有効期間が短く、仕事目的でインドネシアを訪問するものの、滞在期間が30日以内の雇用者にとって最も取得の可能性が高いビザとなっています。

2. C2

C2 (ビジネスシングルエントリービザ) はB2と異なり、有効期間が60日となります。一回の訪問の予定しかないが、滞在期間が30日を超える雇用者は、B2ではなくこのC2ビザを取得する必要があります。

3. D2

D2 (ビジネスマルチプルエントリービザ) はC2と同じく、1回の滞在期間は60日間です。しかし、有効期間が1, 2, 5年とC2ビザに比べて長く、1回の滞在は60日以内だが、期間内に複数回インドネシアを訪問する雇用者にと

って取得しやすいビザとなっています。価格も C2 ビザ (1.8 万円) に対し、D2 ビザ/有効期間 1 年 (2.8 万円) なので、1 年間で 2 回以上インドネシアを訪問する場合は、D2 ビザを取得した方がお得になります。

真の到着ビザ

観光や商用を目的にインドネシアへ訪れる場合、多くの人が取得するのが VOA (Visa On Arrival) と呼ばれる到着ビザです。到着ビザで許されているのは会議や商談までとなっており、工場への訪問や視察は許されていません。また、到着ビザで入国してから現地で工場訪問用のビザに切り替えることはできないため、入国前に適切なビザを申請しておくことが不可欠です。

C312

就労ビザであるインデックス C312 は、インドネシアに一定期間移住するための暫定居住ビザ「VITAS (Visa Izin Tinggal Terbatas)」の一つです。そのためインデックス C312 は「暫定居住ビザ」「VITAS」などとも呼ばれますが、本記事においては「就労ビザ」で統一します。就労ビザと工場訪問ビザの一番の違いは、「利益を上げることに直接つながる行為」ができるかどうかであり、C312 ではその行為が認められています。もしも就労ビザ以外で入国後に「就労した」とみなされると、罰金や国外退去などの罰則対象になります。

まとめ

はじめにも述べたように、インドネシアでのビザの発給については改正が行われることも少なくなく、コロナの影響もあって進められた様々な申請プロセスのオンライン化はビザの申請についても同じく適用され、改正された点がいくつかあります。簡素化されたシステム内においてもビザの申請は複雑な点も多く、また従業員がインドネシアに入国できるかを決めるセンシティブな内容であ

ることから、細心の注意を払ってプロセスを進めることが必要不可欠です。特に C312 (就労ビザ) については、ビザの取得と同時に労働移住省に外国人従業員雇用計画書 (RPTKA) の提出、外国人労働者雇用補償金 (DKP-TKA) の支払い、暫定居住許可証 (ITAS) の取得が必要になり、より複雑な内容となっています。ビザの申請だけに言えることではありませんが、国が管理する要申請事項についてもまだまだ不透明な部分が多く、イミグレーションの職員により対応が分かれる可能性があります。雇用主と雇用者が内容をしっかりと理解し、より複雑な専門分野については我々のような専門家に一任するというのも必要になってくるかもしれません。

◆Bridge Noteのご案内◆

会社名：

PT. Bridge Note Indonesia (マイツグループ)

President：古賀 晶子

住所：

Menara Ahugrah Lantai 15, Kantor Taman E. 3. 3
Jl. Mega Kuningan Lot 8. 6-8. 7 Jakarta Selatan
12950

Eメール：so-sakae@bn-asia.com

事業内容：

各種コンサルティング業務(会計・税務・法務・労務)/多言語会計システム(Bridge Note)の販売/ビザ申請手続き/会社設立/移転価格/ディーデリジェンス/連結パッケージ作成

インドネシアで日系企業を中心に 150 社ほど導入いただいている「Bridge Note」は、入力が平易な多言語のクラウド会計システムです。会計業務のコスト低減、業務効率化、不正防止をお考え方はぜひご連絡下さい！システムの導入ができ、かつ、貴社の月次会計報酬の値段が下がります！

伝統と現代アートが交差する香港の中秋節

香港マイツビジネスコンサルティング

今年の中秋節は9月17日（火）です。香港では多くの企業で早めに仕事が終わりと、自宅やレストランなどで家族や親戚が集まって食卓を囲みながら団欒のひと時を過ごします。中秋節といえば色とりどりの灯籠（ランタン）を見て楽しむ風習があり、ビクトリアパークでは9月12日～18日の期間、様々なランタンが展示されています。その他、各地でも中秋節のイベントが開催され、特に大坑の「舞火龍（ファイヤードラゴンダンス）」は無形文化遺産だけあって圧巻です。9月16日～18日の3日間は毎晩、巨大な火龍のパレードが開催されます。さらに利東街ではLEDの火龍が見られムードを盛り上げます。今年は度々開催されているドローンショーですが、中秋節にも9月17日の20時から10分間、ビクトリアハーバーにて開催されます。今回は中秋節にちなんでランタン、ウサギなどが夜空に浮かびあがります。

この時期が近づくと人々の間で贈り合う月餅、日本でいうならお中元のような季節の挨拶に近い習わしです。月餅は香港のお月見には欠かせない食べ物です。香港の代表的な月餅にはいくつか種類があります。

「伝統月餅」と呼ばれる月餅は、ハスの実の餡を包んだもので、中には塩漬けしたアヒルの卵黄が入っています。日本の中華街や中国大陆などでも見られる最もスタンダードなもので、月餅といえばこの伝統月餅です。通常は一人で一個ずつ食べるのではなく、ケーキの様に小さく切り分けて皆で一口ずつ食べます。中の卵黄は月を表しており、月餅を切り分けて食べる際にも卵黄の入っている部分が人気です。

「冰皮月餅」は、求肥のようなもっちりした皮で緑豆の餡やフルーツの餡を包んだ、冷たい月餅で

す。まだまだ暑い9月にぴったりで、伝統的な月餅が高カロリーでお腹にずっしりくるのに対し、冰皮月餅はヘルシーなので、デザート感覚で食べられます。

「奶黄月餅」は、飲茶メニューの定番「奶黄包（カスタードまん）」から着想した月餅です。カスタード餡に、塩漬けしたアヒルの卵黄を刻んで混ぜてあります。中のカスタードが柔らかく半生の食感で、見た目も小ぶりなのが特徴です。

さて、香港ではアートな「マンホールの蓋」が新たに200個設置され、ご当地マンホールがインスタ映えすると話題になっています。現在、市内の中環の他、郊外は大澳、鯉魚門、茶果嶺、昂坪、土瓜湾、荃湾など様々な場所に設置されています。マンホールのデザインはその地域の特徴を表しており、名産や観光スポットなどが描かれています。近年、アートに力を入れている香港ですが、このプロジェクトも香港政府渠務署の設立35周年を記念し、香港の景観の美化向上と観光要素を目標に行われています。マンホールの蓋なのでデザイン性だけでなく機能性も兼ね備えている必要があり、香港居住者を対象としたデザインコンテストで入賞すると実際にマンホールの蓋として設置されます。香港のマンホールですが、日本では丸いものが主流なのに対し、香港では四角いものをよく見かけます。探せばイギリス植民地時代に製造されたものもあり、今となってはとても貴重なものです。香港の高層ビルや高層マンションに囲まれ足早に行き交う人々の中にと、あまり足元に気を止めることはないでしょうが、たまには立ち止まってユニークなマンホールの蓋を眺めてみると新たな発見があるかもしれませんね。

マンホールの中を流れる香港の水についても触れてみましょう。WHOの基準では香港の水道水は「飲める」とされています。しかし実際に香港ではマンションやビルなど古い物件が多く、水道管

も古くなっているのが現状で、水道水をそのまま飲むことはあまりお薦めできません。飲用水を得るには次の方法があります。

水道水を煮沸させる、つまり湯冷ましを作ります。香港の多くの一般家庭はこの方法です。やかんや電気ケトルなどで水道水をいったん沸騰させ、それを冷ましたものが家庭に常備されています。冷蔵庫に入れず常温で置いておくというのが香港人らしく、中医の発想から冷たい水は身体を冷やしてしまうため常温が好まれます。

家庭でウォーターサーバーを契約するのも一つの方法です。多くの企業ではオフィスにウォーターサーバーを取り入れています。宅配で新しい水を届けてもらえるので、いちいちお店に買いに行つて重たい水を持ち帰る手間が省けます。

もし一人暮らしで自炊をしないのであれば、スーパーやコンビニで飲み水を購入すれば十分かもしれません。そして通常、ウォーターサーバーやスーパーで購入できる水のほとんどはミネラルウォーターではなく蒸留水です。ミネラルウォーターより蒸留水は格安です。

香港の水道水は飲用にお勧めできないとはいえ、水質的に飲めないわけではありませんので、多少お腹に入っても気にするほどではないようです。香港の水道水にはフッ素が含まれているので、歯磨きの際はむしろ水道水を使う方が虫歯予防になります。

香港マイツビジネスコンサルティング

会社概要：

香港、華南地区進出の日系企業向けに会計税務、人事労務を中心に法人経営に関わる専門サービスをワンストップで提供しています。

上海を中心として中国各省にも拠点を有しており、各拠点と連携した包括的なサービス提供が可能です。

－お問い合わせ先－

事務所所在地

Room 1005, 10/F Tower 2 Silvercord,
30 Canton Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon,
Hong Kong

Tel : +852-2959-1320

E-mail : cs@myts.com.hk

URL : <http://www.myts.co.jp>

**“法定退職年齢の引上げ”との拡散情報について、
その背景や現行規定等を関連情報と共に説明**

株式会社マイツ

国際事業部 中国室室長

米国公認会計士 古谷 純子氏

下記の寄稿後に、予想外に早く”段階的な法定退職年齢の引上げに関する弁法”が公布され、2025 年 1 月から移行措置が開始します。

同弁法の詳細は、次号にてお伝えします。

先般、中国のインターネット上で、“**1990 年生まれ（90 后）以降の男女の法定退職年齢が一律に 65 歳に引き上げられる**”との真偽不明の情報が出回りました。後述の通り、現時点では所謂“定年延長”は決定していませんが、少子高齢化が急速に進む中国では避けられない問題のため、幅広い世代の注目を喚起したと考えます。本稿では、当該情報の内容や背景、また現行の社会保険制度を日本と比較しつつ現行規定等を踏まえ解説します。

1. インターネットに流布された“定年延長”との真偽不明情報とは？

監管之声との WeChat の公式アカウントに公表された文章で、以下のような内容です。

三中全会（5 年に一度）閉会直後、7 月 21 日付けの基本方針が公布された翌日に、同基本方針を引用しつつ、“**1990 年生まれ以降の法定退職年齢は、男女問わずに 65 歳に引上げられる**”との情報と共に移行措置として（下表 1）生年と受給開始時期の一覧表が添付された結果、一両日中に一部の政府系新聞が“非官方情報（デマ情報）”と火消しに走るほど、急速に拡散されたⁱ。

表 1：過渡期における＜予測＞年齢別移行措置

2025年-2055年延迟退休政策年龄测算推演表						
当年份	新办法下的退休年龄			当年退休的出生年份+推迟几个月		
	男	女 (管理、灵活就业)	女 (普通)	男	女 (管理、灵活就业)	女 (普通)
2025	60岁	55岁	50岁	1965	1970	1975
2026	60岁+2月	55岁+4月	50.5岁	1966+2月	1971+4月	1976+6月
2027	60岁+4月	55岁+8月	51岁	1967+4月	1972+8月	1977
2028	60岁+6月	56岁	51.5岁	1968+6月	1973	1977+6月
2029	60岁+8月	56岁+4月	52岁	1969+8月	1973+4月	1977
2030	60岁+10月	56岁+8月	52.5岁	1970+10月	1974+6月	1978+6月
2031	61岁	57岁	53岁	1970	1974	1978

当該基本方針とは、「改革の更なる全面深化と中国式現代化の推進に関する決定」（以下、本決定と表記）ⁱⁱを指します。本決定は 15 の大項目・計 60 の個別項目から構成され、大項目には外資に対する“7.ハイレベルの対外開放体制メカニズムの最適化”等もあります。法定退職年齢の引上げに関しては、“11.健全な保障と改善民生制度システムの改善”（第 46 項目）の“自主的、弾力的との原則に基づき、法定退職年齢の段階的な引上げにかかる改革を着実かつ秩序をもって進める”との記載に止まり、**流布された“65 歳・一律引上げ”とは異なります。**

2. “定年延長”との真偽不明情報が流布した背景
中国では急速な高齢化が進みつつあり（下表 2）、2013 年に“独生子女（一人っ子政策）”からの転換以降、2021 年に第 3 子を容認するまでに制限を緩和しています。しかし、出生率の低下は止まらず（表 3）2022 年以降は総人口が増加から減少に転じる人口オーナスへ、また“2100 年には人口が半減以下”との国連推計ⁱⁱⁱなど、社会保障制度維持への負荷が重くなりつつある点は日中共に変わりません。

表 2：日本と中国の人口構成 (2020 年)

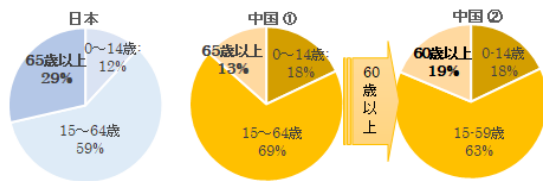


表 2 出典：第 7 次人口センサス：[fu03e.pdf \(stats.gov.cn\)](#) / 政府統計 HP：[人口推計 各年 10 月 1 日現在人口 年次 2020 年 | ファイル | 統計データを探す | 政府統計の総合窓口 \(e-stat.go.jp\)](#)

表 3：国別の出生率 (2021 年)

国名	(合計) 出生率
日本	1.30
中国	1.16
(韓国)	(0.88)

表 3 出典：厚生労働省 HP [1 守泉 日本・韓国・中国の少子化の現状と少子化対策の進展：国際比較による考察.pdf \(niph.go.jp\)](#)

一方で、社会保障制度の財源となる社会保険料の納付対象者は、日中で大きく異なります。現時点では原則、**男性は 60 歳、女性（非幹部）ならば 50 歳になった翌月から、養老年金が支給**されます。

表 4：厚生年金や都市従業員基本養老年金の原則的な枠組み

	日本	
	男性	女性
年金支給開始	65 歳	65 歳
繰上げ受給	本人の希望により 60 歳から可能	
最低加入期間	10 年（最低加入期間不足時の救済措置あり）	
構成	国民年金（基礎年金）と厚生年金の 2 階建て	

	中国	
	男性	女性
年金支給開始	60 歳	幹部：55 歳 非幹部：50 歳
繰上げ受給	不可	
最低加入期間	15 年（最低加入期間不足時の救済措置あり）	
構成	基金（会社、政府補助）と個人積立の 2 階建て	

また中国の女性の産休・育休期間は、殆どが約半年（国家規定の産前産後休暇 98 日^{iv}＋地方政府規定の生育休暇^v）と日本と比して非常に短期間であり、退職後の祖父母が育児を担う事も多く、本情報は法定退職年齢に近い中高年だけでなく子育て世代、また昨今の就職難等に苦しむ若年層など、幅広い世代の衆目を集めました。

3. 法定退職者／法定退職年齢まで 5 年未満の従業員（以下、定年退職至近者と表記）にかかる現行規定

年金受給にかかる現行規定のうち、受給に関しては社会保険法^{vi}や各地方政府の規定等を参照しますが、日系企業にとり特に問題となるのは、労働契約の解除時と言えます。当該関連規定として、労働契約法^{vii}（第 42 条）では、以下等の状況では原則“労働契約の解除をしてならない”との定めがあります。

タイ最新ビジネス情報

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.(AAP)

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

今回は Asia Alliance Partner Co.,Ltd.(AAP)より、タイの最新情報をお届けいたします。

■ 電子署名について

現代、テクノロジーはビジネスにおいて、大変重要な役割を果たしています。オンラインショッピングやモバイルアプリでの銀行取引、公式書類のオンライン提出など、電子取引は一般的となっており、広く普及しています。これらの取引がオンラインで行われる際には、当事者の身元確認と取引の目的や内容が明確であることが重要です。そのために用いられるのが「電子署名 (e-Signature)」です。

電子署名とは？

電子署名には特定の文字、数字、音声、または記号などを含むことができ、これにより署名者の身元を確認し、電子データの内容に同意したことを示すことができます。

タイ法と電子署名

タイの電子取引法(仏暦 2544 年)は、タイにおける電子署名の使用を規定する法律です。この法律では、電子署名が通常の署名と同等の法的効力を持つことが認められていますが、そのためには以下 3 つの条件を満たす必要があります。

1. 個人を特定できること

電子署名は、その署名が誰のものであるか識別できる情報を含む必要があります。具体的には、氏名、ID

番号、またはその他の識別情報を用いて署名が誰によるものであるかを特定できることが求められます。

2. 意図を示すこと

電子署名は、署名者がデータや契約内容に同意していることを示すために使用されるものでなければなりません。例えば契約内容に「同意する」ボタンをクリックすることや、署名欄に氏名を入力することなどが挙げられます。

3. 信頼性があること

電子署名の作成、および保存する方法や手順は信頼性のあるものでなければなりません。

電子署名には、タブレットでの署名、メールの最後に氏名を入力すること、利用規約に「同意する」ボタンのクリック、ユーザー名とパスワードの使用など、さまざまな形式があります。法律では電子署名の形式や技術に対して規定は設けられていませんが、署名が有効であるためには上記の 3 つの基準を満たす必要があり、これらの基準を全て満たせばその電子署名は有効と見なされます。

尚、電子署名は主に 2 つのタイプに分けることができます。

1) 一般的な電子署名

メールに氏名を入力する、オンライン契約で「同意する」ボタンをクリックする、パスワードを使用するなど、日常生活でよく使用されているものです。このタイプの署名は便利で使いやすいですが、信頼性の高い電子署名に比べ安全性は低くなります。

2) 信頼性の高い電子署名

デジタル証明書(Digital Certificate)や2要素認証(Two-Factor Authentication)などの技術を使用して身元を確認するため、より安全性が高いです。このタ

イプの署名は金融取引や法的に拘束力のある契約書への署名など、より重要な取引に使用されることが多いです。

タイ政府は一部の公共機関において電子署名の導入を推進しており、将来的には公共サービスの利便性が向上する可能性があります。電子署名は、単なる便利な技術ではなく、オンライン取引の信頼性を高め、デジタル経済を支える基盤となる重要な役割を果たします。今後、電子署名は個人取引、ビジネス、行政との取引など、日常生活のさまざまな場面で利用され、さらに普及していくことでしょう。

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

Asia Alliance Partner は 2004 年タイにて設立以降、既進出日系企業や新規進出企業向けに進出前のご相談対応から、進出手続代行、進出後の日々の会計税務法務支援、年次法定監査までワンストップでサービス提供しており、在タイ日系企業向けコンサルティング会社としては最大規模で運営しております。

—お問い合わせ先—

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.

【所在地】

1 Vasu 1 Building 12 Floor, Soi
Sukhumvit 25, Sukhumvit Rd.,
Klongtoey-Nua, Wattana, Bangkok 10110

【Mail】 info@aapth.com

【URL】 <http://www.aapth.com>

ベトナムのいまとみらい <第 13 回>

ベトナムの徴兵制度について

Nippon MIRAI Company Limited

Hanoi Office Branch Director

社会保険労務士 山本真佑

早いものでベトナムに赴任して3回目の10月を迎えました。日本では10月と言えば「秋」（今年は10月初旬でも30度越えがあったそうですね）ですが、ベトナムの10月はまだ「夏」です。気温は30度近く暑い日が続きます。また、降水量も多いため、急な雨に備えて傘が手放せません。この季節の違いには、3度めであっても、なかなか慣れることができません。



さて、突然ですが、皆さんはベトナムの軍隊についてご存じでしょうか。ベトナムに赴任したばかりのころ、日本との大きな違いとして驚かされたことの一つが、ベトナムの軍隊・徴兵制でした。2024年の統計によると、ベトナムの人口9,941万人の中、軍人数は約48万人、予備兵士人数は500万人以上です。つまり、ベトナムの人口における軍人の比率は約0.5%であるものの、予備兵士人数は約5%にもなります。日本の自衛隊は軍隊ではありませんが、比較のために比率を確認すると、日本の人口12,400万人（2024年4月1日現在「総務省統計局「人口推計」より」）に対し、自衛隊は

約22万人（2024年3月31日現在「防衛省・自衛隊HPより」）です。つまり、日本の人口における自衛隊員の比率は約0.2%です。数字で確認すると、日本とベトナムとの大きな違いに驚かされます。



ベトナムでは1975年以降、徴兵制が採用されており、原則としてベトナム人男性は18歳から25歳までの間に、24カ月の兵役義務期間、軍隊に入ります。兵役を逃れることへの罰則は、罰金と禁固刑が定められていることから、制度の厳しさを伺い知ることができます。制度の概要を以下に整理してみました。

■兵役対象

徴兵制度は、男性は強制、女性は志願制です。18歳から25歳までの男性が徴兵の対象年齢とされます。なお、大学等に入学したことにより兵役を延期した者については、27歳になるまで徴兵の対象とされます。女性については、平時であれば、原則として志願者のみ兵役に従事することになります。

■兵役を逃れる者に対する処分

- ・健康診断受診の命令状で指定された時刻及び場所に出頭しなかった場合:

3,000 万～4,000 万ドン (約 18 万 7,000 円～25 万円) の罰金

- ・健康診断結果を偽造した場合:

4,000 万～5,000 万ドン (約 25 万円～31 万 2,000 円) の罰金

- ・入隊令状で指定された時刻及び場所に集合しなかった場合:

5,000 万～7,500 万ドン (約 25 万円～46 万 8,000 円) の罰金

- ・罰金処分を受けたにもかかわらず再度兵役を逃れた場合:

禁固 3 か月～2 年



このように、ベトナムでは兵役は義務であるため、ベトナム国籍の従業員を雇用する場合は、徴兵制度への対応が必要になります。会社の業務に影響を及ぼす場合もありますので、ご注意ください。たとえば、前述の健康診断受診の命令に応じなかった場合、本人に罰金が課されることから、会社は業務上の配慮をする必要があります。また、その健康診断受診のため、会社から病院までの交通費を出してほしいといった従業員の要望を受けることもあります。

もちろん、兵役期間中の取り扱いについては特に配慮が必要です。在籍中の従業員が兵役に就く場

合、その期間の労働契約が停止されることが労働法に定められています。そのため、兵役期間中は給与の支払い義務がないものの、雇用が停止されるに過ぎないため、これを理由に解雇をおこなうことは禁止されています。その一方で、兵役期間が終了した従業員は、15 日以内に業務に復帰することが労働法で定められています。それにもかかわらず職場復帰しない場合は、会社から労働契約を解消することが認められています。



今回は徴兵制度に関し、ベトナム国籍の従業員を雇用した場合に考慮すべき概要を簡単にご説明いたしました。上記以外にも様々なルールがありますので、ご不明なことがあれば、ぜひご相談ください。

◆みらいコンサルティングベトナムのご案内◆

ベトナム進出のご相談先：

みらいコンサルティングベトナム ハノイ支店
9th Floor, VIT Tower, 519 Kim Ma Street,
Ba Dinh District, Hanoi, Vietnam

山本 真佑

Shinsuke Yamamoto

yamamoto-s@miraic.jp

「グローバルビジネス支援」サイト URL

<https://miraic-global.jp/>

事業内容：

みらいコンサルティングベトナムでは、ベトナムでのビジネス事情に詳しい日本人コンサルタントが日越両国拠点からご支援します。市場調査から法人設立、会計・税務支援に加え、ベトナム企業との各種マッチングや、在ベトナム日系企業が抱える労務・人事問題への支援、現地法人への日本親会社からの内部統制など、あらゆる課題におこたえします。